

第24回 特定業者との随意契約に関する調査特別委員会	
開催日時	令和7年11月18日(火) 午前10時00分
出席議員	委員長:武道修司 副委員長:宗裕 委員:工藤久司 委員:池亀豊 委員:吉元健人
欠席議員	委員:田原宗憲
事務局職員	局長:桑野智 係長:瀬戸美里
参考人	副町長:八野紘海

午前10時00分開会

○委員長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまより第24回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を開会をいたします。

本日は、証人喚問という形ではなくて、参考人という形で八野副町長に出席をしていただいております。説明員というのも、ちょっとどうなのかなという部分もありましたんで、今日は八野副町長に御意見も聞きながら、ある程度、百条委員会というか、この調査特別委員会の方向性の確認もしながら、いろいろと協議できればなというふうに思っています。

八野副町長につきましては、業務多忙の中、この調査特別委員会に出席をしていただきまして誠にありがとうございます。今日は、建設的な意見交換というか、これから先の町の方向性とか、そういうのも含めて、いろいろと八野副町長の御意見、また説明をお願いをしたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

それでは、早速協議事項に入りたいと思います。皆さん、よろしいですかね。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（武道 修司君） それでは、皆様に、お手元に配付しています質問項目について、質問を順次していきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。八野副町長にも質問の項目をもうお渡ししていますんで、このような形で今日は質問をさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

まず最初に、随意契約の件数についてということで、先般からというか、この調査特別委員会の一番、立ち上げの基になった件数の関係です。

ある特定業者が年間に200件以上、場合によっては180件とか、年間を通じて多いというところから始まった案件です。また、金額につきましても、一つの特定業者が、その件数と同時に金額も9,000万円を超えたたり、8,000万円を超えたたりというふうな金額にもなっているということが、行政側の一覧表を提出いただいた流れの中で判明しているところです。

我々から見ると、公平性が少し損なわれているんじゃないかなというふうに思うわけなんですが、その点について、八野副町長のほうから、その件数についてどのように思われるか、御意見をお願いをしたいというふうに思います。八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 質問項目を（聴取不能） いただいたんですけど……

○委員長（武道 修司君） マイク、よろしいですか。

○副町長（八野 紘海君） 質問項目をいただいたんですけど、この事務について、私が聞かれても答えられるというものはないと思うんですけど、多分これはもう課長サイドで、担当課長が一番分かるものじゃないかと思って、私に聞かれても、これは実際決裁もしていないものも多いし、見たこともない、聞くのは聞いていますけど、これを聞いた上で、突っ込んで議論したとい

うことはありませんので、これについて聞かれてもお答えするつちゅうことがなかなかできないですけど。

例えば、随意契約の件数についてって、各課、例えば、産業課が何件、住民生活課が何件、教育委員会の学校教育課が何件、生涯学習課が何件、そこら辺の頭も、私、入っていないんで分からんんですけど、ただ、証人喚問のときには、課長に聞く中では、町内業者は課からの要望事項を聞いてくれて、適正な価格で業務をしてくれるから発注をしたというのが、アバウトの話は聞いていますけど、件数についてどうのこうのということはないんですけど、今の検討の中では、これが例えば1者に集中しているんであれば、今後、令和8年度については、町内業者ができるところが、当たってみて、できるところあれば、見積書にしていただいて、1者に集中しないようにという方向性は、今、議論というか、話的には、今、そういう方向の議論をしていますけども、既に終わったというか、そういうような件数についてどうのこうのというコメントについて、私は、これ、1から、これ、いっぱいありますけど、お答えできないんですけど、担当課長もしくは先般の3課長ですか、椎野課長やら鍛治課長のほうがお答えしたんじゃないかと思うんですけど、こういう部分については。私はちょっと、これ、ちょっと分からんんですけど。

○委員長（武道 修司君） はい。

○副町長（八野 紘海君） 今のことについては、どういう考え方があるかという話があれば、お答えできますけど。

以上です。

○委員長（武道 修司君） お答えができないという、分からぬ部分はもう分からぬで全然構いません。分かる範囲の中でお答えいただければと思います。

今の随意契約のことで、何か皆さんのはうからお聞きしたいことがありますか。件数、いいですか。もし、後で、ああ、これもというのがあれば、一番最後にまたお聞きしても構いませんので、よろしくお願ひいたします。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 本日の議論の進め方を確認させていただきたいんですが、今、副町長さんがおっしゃられた、個別の事案の具体的かつ細かいことに関しては、自分はそれを把握する立場はないという、もっともだと思うんですけど、それで、前回までは課長さんレベルでしたから、この一問一答で個別の事案、細かく我々もその都度聞いていたんですけど、これは私の考えですけど、委員長から代表質問をいただいたたら、追加で質問したいことがあればその場で聞きますけど、最後に、私は包括的なことを副町長に聞きたいと思うんで、そういう、御了解いただけますか。

○委員長（武道 修司君） はい。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） ということで、内容のほうを進めていきたいと思います。

次に、見積書の開封作業の手順とか検査手順のことです。これはなぜ八野副町長にお聞きするかというと、見積書の開封作業で、通常その開封作業というのは、封筒と一緒に開封をして、一緒にその中身というか、見積書を出して確認をするというのが開封作業だろうと思うんです。ただ、先日、証人喚問でお話を聞いた職員が、同じ部屋の中にいて、見てないでもいいんだというような感じのちょっと言い方をされたんですね。

本来、やはり見ながらということが前提で、後から見せたというふうな話をするんですけど、普通は封筒のほうにはさみを入れるところから一緒にということが、先日の企画財政課長からもお話を聞いて、それが基本ではあるだろうというふうにはちょっとと言われていました。

そういうような中で、これは役場全体がそういうふうにやっているんだというような言い方もちょっとあったもんで、果たして、その認識を八野副町長が持たれているのかなということがまず一点と、検査手順についてなんんですけど、検査も、例えば、箱の中に入っていて、カバーがかかっていて、中身で全然分からるのは検査しようがないんですね。その場合は写真とか、そういうもので検査をする。

ただ、現場に行って、この入れ物ですよとか、この建物ですよとか、この機械ですよということを確認をしながら検査をするということにはなるんだろうと思うんです。場合によっては、もうその写真のみでということもあるかもしれません、ただ、現地確認ができる、また品物が見える状況の中で、現地確認もしない、品物も確認をしない、写真だけでいいんだというふうな証人喚問の中での証言もあったもんで、この点については、事務改善というか、事務は既にそういうふうにはなってないんですね。ちゃんとするようになっているんですね。だから、こら辺の指導とかいうのも含めて、そういうような、職員全体的というか、町全体的にそういうふうなやり方をされているんであれば、改善をしていかないといけないというふうに我々も思ったもんで、八野副町長の御意見を聞きたいということで、今日質問させていただきます。八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 事務的な問題ですけど、私は係長のときに、係長を秘書、企画、財政、管財と、係長を2年ずつぐらいかな、計8年から10年ぐらいして、その後、産業課長補佐、住民課長補佐、議会事務局長、保育園長等々をして課長になったんですけど、財政、管財の係長をしておりまして、普通、例えば、見積書の開封については、必ず職員の立会いといいますか、正面同士でなくてもやっぱり職員がおる中で、見積書が来たら開封するのが普通、一般的な作業なんです。それで、検査に当たっては、職員が予算査定にするに当たっても、必ず財政係長、係には言っているんです。予算が上がった箇所、事業については、必ず査定の前に現場を見に行って、どこの道路のどこの部分をするから予算を上げたという、必ず現場に行って、見てきて予算査定をせえということは言っているんですけど、あれはもう、私も財政のときは必ず、予算査定のと

きは、例えば、何号線のどこをするんだったら必ず担当課を連れて、現場を見て予算をつけていいか悪いかというのをやっておりました。

それでまた検査、検査に当たってということは、支払いについてなんですけど、少額のもんについては現場に行ってまでは見ないんですけど、大きなというか、何百万円以上のクラスになると、必ず現場を見て支払いが妥当かどうかということをして、財政係長のときには判ついていましたが、そういうのはするということで、それを口酸っぱく予算査定のときには言つていまして、その現場を見てから判断せえということ。課長会議、庁議のときには必ず、当然、事務的な問題でも日付がどうのこうのあるんでしょうけど、必ず大学ノートというか、ノートに何月何日何曜日、晴れか雨か、どこの現場でどういうことをしたというのは、必ずノートに記録せえということで、いつも口酸っぱく言っているんですよ。そうしないと、もし事件等があった場合では、それが証拠になりますから、必ずノートに記録するようにということを、職員連絡会議では言つてはいる。ということで、例えば、治療の話なんですけど、例えば、今度、築きのもりの前に遊具が、一つ作ったんですよ。400万円ということで、えらい額が高いと、どれくらいの遊具にしたんかなということを、これ、ちょっと見に行かないかんなということで見に行ったんですよ。ほつたら、滑り台的なやつで、滑り台を1個作っていました。ほいで、それを、物を見たら、誰が見ても400万円という近い額の遊具ではないんですよ。ほいで、職員に、呼んで、これ400万円もかかるんかと言ったら、本体は100万円ちょっとだそうです。ほいで、あと、その設置の工事費に二百数十万円かかると。ほいで、あと三百何十万円に、あと消費税等がかかって400万円近くかかるって、おおっちゅうてびっくりしたような話なんです。

ほやけ、まあ、必ず現場に行って、そういう、妥当かどうかというのは、（聴取不能）というのは職員に口酸っぱく言つていまして、私も管財係長をしていまして、昔はランクづけ、業者のランクづけというのを、今でもやっていますけど、昔、議会のほうに現場行つていましたよ。武道議員知らんですかね。何か所か選んで、議員さんで、全員じゃないんですけど……

○委員長（武道 修司君） 現場にね。

○副町長（八野 紘海君） 現場に。ほいで、その前年度の工事を見て、これが妥当かどうかではないんですけど、こういう工事をしたというのを現場見てきていた。今は、省略というか、やつていないですけど、やっぱり職員にも昔はそういうことをしていたんだという話をして、現場へ行って必ず物を見てということを言うんですけど、今の職員は上品なのかどうか分からんけど、なかなかそこまで体を動かすということをやらない職員が多くなったというか、ただ、もう係がついとればいい、係長がついとればいいというような形で、課長が判を押すという形で、課長が時間があれば、その物を見てすればいいんでしょうけど、それが怠っているということですので、先ほどヒアリングの前に、随意契約に係る事務手続についてペーパー頂いたんですよ。令和7年

5月1日、事務連絡で各職員に配っているんですけど、それは配るのはいいけど、研修会というか、研修をしたのかということを言ったんですけど、研修していないということで、研修したの分かるかっちゅうて、ただ、ぼーんとペーパーやって、それを見とけって言っても、それは分からんですよね、職員も。

ほいで、あと、この場合、財務規則によりまして、財務規則の見直しについて、一応、原案ができたので、各課長、各係長でヒアリングしたということですけど、これは訓練ですので、必ず資料をやっても、財政係長、管財係長クラスが口酸っぽく言って職員を指導しないと、これなかなか、訓練じゃないんですけど、その修正をしないことにはなかなか、開封作業やら検査手順とか、そこら辺がなかなか身につかないのかなという思いは今しています。それは、入札もやっていますけど、今、開封作業、電子入札ですが、前はペーパーでしたときは管財係は分かりますよね。それは、入札書が来て、みんなの前で開封するんですから、やることは分かるんですけど、ほいじゃあ、よその課の職員が分かるかと言やあ、まあ、分からんのかなと、ぽんと来ただけで分からんのかなという思いはあるんですけど、こういう、せっかく隨契に係る事務手続とか立派なやつを、財政、管財が作っているんですよ。それを説明というか、ただやるだけじゃなくて、きちんと説明して、1年に1回、必ず最低でもやるというような形でしていかないと、これは疎かに、事務そのものが、あの項目もそうですけど、疎かになるんじやなかろうかなと思うんですよ。それは日付が漏れたとか何とか、それは人間100%できるという問題はないんですけど、それは国にだって県だって、必ずそれはあるんですけど、やはりそこは年に1回か、そういう訓練じゃないんですけど、そういう研修が必ず必要じやなかろうかなと思っていますけど、えらい、よそから来て財務研修とかするんですけど、それだけではちょっと、現場の話とはちょっと離れていくので、身につかないかなと思っています。

職員を全部財政、管財、企画とか行政の庶務とか、そういうところに異動で回せばいいんですけど、なかなか適材適所は、その能力があるかないかという問題がありますので、なかなか全員がそういう部署に行くということは、なかなかできないんですけど、そういう研修を財政係長や管財係長、もっとしなさいということは、今後の問題としては、していますけど。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございました。

先ほど副町長からもあったように、随意契約に係る事務手続ということで、我々も資料を全部頂いております。この中身を見ると、もうこのとおりやれば何も問題起きないんですよ。だから、結果的にせっかくいいものをつくって、毎年これ、配られているということでしたんで、周知徹底ができていなかったのかなという部分もありますんで、今後、そういう部分も周知徹底も含めてやっていかないと、本当にこれがちゃんと守られていなかったということが、今回の一番大き

な要因にはなっているのかなと思っていますので、今、副町長からもそういうような説明がありましたんで、よろしくお願ひをしたいと思います。

この件につきまして何かござりますか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（武道 修司君） 次に、3番目です。

令和4年の10月の19日起案の有機液肥製造施設クローラー圧力ポンプの交換についてということで、2枚めくっていただいて、クローラー圧力ポンプ交換についてという資料です。

この中に書いているように、令和4年の10月の19日に起案が上がっていますけど、既に令和4年10月11日、1週間以上前にもう既に修理が終わっていた、工事が終わっていたというふうになっています。これは作業日報からです。

現場で立ち会った方々の証言、当時は下田課長補佐、エス・ティ・産業の繁永氏は、この起案書どおりなんだというふうに説明をしていたわけなんですが、先日の証人喚問で、10月の11日に修理をしたということは、もう既に認められています。ということは、もうそもそもこの10月の19日から以降の書類につきましては、ちょっと下にも書いていますけど、虚偽公文書偽造ないし有印私文書偽造になる可能性がある、なるとは私たちは言えません。これはもう司法の関係になりますんで、ただ、虚偽の書類を作っている、日にちが違っている。まして契約書の日付が、というふうなことになるんだろうと思うんです。これは現地調査も含めて、ずっと私たちも見てきました。

その次のページを見てください。このクローラー車にはポンプが3つありました。ポンプがどのような形で載っていたのかという一覧表も作っています。結果的に、Aタイプ・Bタイプ・Cタイプというタイプのポンプがあつて、タイプじゃないね、ポンプですね、ポンプA・B・Cというのがあって、このポンプAというのはもともとついていたものだろうけど、故障して、のけて、液肥第1施設のほうにずっと保管していた。ポンプBというのが、もともとの途中で載っていたみたいなんんですけど、10月の11日に故障したということで、これをポンプBからポンプCに交換をして、ポンプBはその後オーバーホール、約35万円だったと思うですが、オーバーホールをしています。問題はポンプCが載っていて、これが4月11日に工事をしていたということですが、先ほどの書類を見ていただいたように、その後から書類を作っている。後ろにポンプA・B・Cの写真も載せています。これを見てもちょっと分かりにくいんですけど、上にハンドルがついているんですね。ハンドルがついていて、ハンドル側にプーリーがあるものと、ハンドル側にプーリーがないものというのがあって、AとCは同じ型式なんです、というか同じものなんです。ハンドル側にプーリーがない、ポンプBだけがポンプ側にプーリーがあるというもので、これは逆転をしないと載せられないということなんですが、もともとAとCは載っていた、

新品でもありませんし、悪くなったら載せ替えていた、オーバーホールをしていたというふうな証言も頂いていますんで、それでポンプCがオーバーホールをして、液肥施設に保管をしていた分を10月の11日に載せ替えたというふうな形になっているようです。

もともと載っていたものですから、方向を変えれば載せられるということで、加工とか、そういうものも必要がないというふうになっています。このA・B・Cを順番にしているんですけど、今、Aの部分はオーバーホールもしていなくて、いざというときにはまだ全然使えないということになっているようですが、今、ポンプCが本体に載っていて、ポンプBはオーバーホールをしていますんで、いざというときにはポンプBを載せて対応ができるというふうになっているようです。

問題は、副町長、一番最初の資料にあったように、10月の11日に既に終わっているものを、10月の19日から起案を上げて、11月16日に契約書を作成している。なおかつ、12月の2日の日に完成届で前課長が検査をして、これで間違いありませんということをしているんですけど、どう考へてもこの期間はもう液肥を麦で、麦の関係で液肥をずっとまいていいかないといけないということがあつて、明らかにもう無理な状況なんです。

先ほどの検査の話なんんですけど、検査手順をちゃんとやっていないからこういうふうな問題が起きている。また、その職員も後から処理をするというふうなことになっていたんじゃないかなというふうに思うんですけど、今のこの説明、流れを見て、八野副町長の御意見があれば教えていただきたいというふうに思います。八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 3番のクローラー圧力ポンプだのクレーン操作、レバー、5番破袋機刃替え取替工事とか、私、物を見て、その、物が分からないから、クローラーだとか、姿、形とかは分からないもんですから、職員もああやこうや言っていますけど、私は細かいことを言うと分からないですよ、正直なところ。詰めて、両者、関係者を呼んで詰めていくんなら分かりますけど、ただ、職員同士がああだのこうの話を言っていますけど、私については、そこら辺までまだ、我々の段階でそういうことを協議つちゅうか、しておりませんので、3、4、5、6か、1ページはちょっと私に聞かれてもお答えするつちゅうことはできませんけど、これ、詳しい職員のほうでお互い共立メンテナンス、下田君たちの両者から呼んで、どうのこうのつちゅうこと聞いて、それにもし、間違いじゃないんですけど、おかしいことがあれば職員からの報告書を待って、今後、ここに書いていますように、町としてどういう対応をするかというのをやっていきたいなと思っていますけど、私がこの中身を、ポンプがどうのこうのつちゅうところまではちょっと頭は回りませんけど、3、4、5、6と、1ページだけ見ても、2ページもそうだと思うんですけど、正直なところは、分かりません。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 副町長、大変申し訳ないんですけど、厳しい質問させていただきます。

この個別の問題に関しては、6月議会以降、一般質問等で取り上げられるまでだったら今の副町長の答弁は成り立つと思います。個別の事案は把握していない。言われても現場も見ていないから分からぬ。私が一番疑問に思うのは、私は一般質問で「これは詐欺行為である、やっていい工事を水増し請求しているんで詐欺行為である」と断言したんですよ。普通、議会でここまで断言されて、具体的、個別でなぜ調査をしないのかと。今の答弁は、調査する気もないし、捜査の必要がないと述べたに等しい答弁なんです。

私の指摘が100%間違っていて、役場の事務、業務が100%適正だとしても、議会でここまで指摘されれば、速やかに役場のしかるべき人、町長、副町長が聞き取り、双方から聞き取り調査をして、宗議員の指摘には当たらないと明確に説明すべきことを、もう3か月近くたっているのに、なぜ調査をしようとするんですか。不思議でなりません。しかも、これ全部役場の関係者ですよ。役場の担当課長補佐が現場に立ち会って発注して、役場が発注した多数の契約を受けている業者が仕事をして、あと現場の包括業務委託で役場が発注している現場の作業員が関わっているやつで、もうこれ全部役場の関係者だから、どういうことかって調査すれば、執行部としての見解が出るはずじゃないですか。なぜ調査をしないんですか。調査をしたら都合の悪いことがあるとしか思えないんですが、この件に関しての見解をお願いします。

○委員長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） これは調査というか、最終報告書が出た後、委員会なりつくってやるという方向づけでしたもんですから、私が、このように、（聴取不能）について乗り込む、乗り込むつちゅうわけやないんですけど、頭突っ込んでしなくとも担当課のほうで、ちゃんときちんとした整理整頓ができた段階で、判定というか、裁きをどういう形になるかというのをすればいいのかなと思っています。私がゼロから両者、関係者全部呼んで、どうのこうのということじゃなくて、企画財政課長もおるし、総務課長もおられるし、産業課長もおられる、それについてまず調査をして、ある程度の結論というか、方向づけができた段階で我々がするといふんであれば、我々は現場に行って、これらを見て、ポンプがどうのこうのとかいう、ちょっとまねはまだ、やるというか、そこまでの気持ちというか、今の段階ではありません。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 委員長が詳細な写真つき資料及び資料をお示しして、先ほど時間をかけて説明したのが、聞く耳を持たないということで、全て無駄であったということで非常に残念です。現場を見に行こうともしない。

行政で一番、議会で一番大事なのは、私は説明責任だと思っているんです。我々は執行権がな

いんで、チェックするしかできない。これはおかしいからということで質問したら、事実上答えない。これが一番おかしいと思っているんです。これは責任重大だと思っているんです。

ただ、もう答えないということで一貫していますから、水掛け論になって時間が無駄になるのは嫌ですから、ちょっと内容を変えます。

これはここで本来言うべきことではないかもしれません、公開の席、なおかつ議事録に残るんで、あえて申し上げます。実は、副町長にも来ていただきましたが、先日、液肥第2施設で、とんでもないことが発覚しまして、それは百条と直接関係ないですから、ここでは申し上げませんが、我々議員がどういうことかと現場を見に行ったら、もうあまりにも非常識なことが行われていて、それはもう副町長もすぐに、議員のほうが先に知るというのはおかしいと思うんですけど、副町長もすぐに飛んできてくださって、これはあまりにもおかしいねと、しかるべき処置をするとおっしゃってくださったんで、その件は私もよかったですと思っているんです。

ただ、そのとき、現場にたまたま我々も行ったんで、今、普段のこの件の問題になっている担当課長補佐も現場にいた。担当課長補佐と全く食い違う証言をする現場の作業員もその場にいらっしゃったんで、正式な調査ではありませんけど、この現物のクローラー車のポンプ車の前に、ほぼ関係者全員集まって、受注したエス・ティ・産業さんだけいませんでした。ほかの関係者は全て集まって、発注した担当課長補佐は、現場から故障したという報告が上がったんで修理を手配して、このように、書類は後になつたけど処理をしたという証言を改めてそこでするんです。

問題は、現場の故障の報告が上がった日にちです。その場でもう、もう断言します。課長補佐はうそを言うんです。ほかの現場の作業員は全員同じ日付で同じ内容を言うのに、課長補佐だけ日付と内容が異なったことを言うんです。現場の、故障したと、誰からという、名前は忘れてしまつ……、誰からは忘れてしまったが、現場から故障したという報告があったんで対応したと。じゃあ、現場の誰ですかと、現場の関係者をその場、全員そろえても、そんな連絡は誰もしていない。もうそこまで言つたら、誰がうそを言つているか、明らかじゃないですか。ですから、これ偽証にもなりますから、思い違いだと思いますから、だって現場の方は全員そろっているんだから、訂正してくださいと、幾ら迫つても担当課長補佐はがんとして、記憶は違わないって言い張るんです、記憶が曖昧なのに。ですから、もうあえて断言しますが、受注業者さんとぐるになって、不正な請求支払いをやつてしまつたんで、今さら罪になるんで認めるわけにはいかないと、これは私の個人的判断、しております。

ここまで重大な事案が起きているのに、何で、町長、副町長、しかるべき人が調査して、こういうことですって言わないので、もう異常だと思っている、責任重大だと思っています。不信感の塊です。

一つだけ確認させてもらいます。議会の答弁、町長は調査する気はない、百条委員会に任せた、

自分の仕事ではない、百条委員会が勝手に調査すればよろしい、百条委員会の結果が出たら、それを見てから考えるという答弁で一貫しているんですが、そういう指示が町長から副町長にあつたから副町長も何もしない。また、そういう指示に関して、私、町長と副町長、課長たちは絶対服従の関係じゃないと思っているんです。全員住民のために仕事をしている人間ですから、これが住民のためにならないといつたら、町長に反論する、町長を説得する、あるいは町長の指示がなくても、副町長自ら、あるいは課長自らのできる範囲の権限で調査すべきだと思うんですが、副町長は調査する必要がないと思っているから調査しないんですか。それとも、町長の指示に従うしかないから調査しないんですか。これだけはお答えください。

○委員長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 私が出ぱって1から10までするつちゅうことではなくて、担当課のほうである程度方向づけができた段階で、私が話を聞いて、聞かないことには、ゼロから聞いても私はこれを理解できないんですよ。ポンプも分からないし、それをポンプを見に行ってどうたらこうたらということじゃなくて、ある程度は課長、担当課長、企画財政担当課長等である程度の方向づけができた段階で、私が入って、行司さばきやないですけど、聞くということにまとまらない。最初から意見の食い違いをごちゃごちゃした中で私が聞いたってなおさら分からないんですよ、私は。クローラーの中身のポンプがどうたらこうたって分からないんですよ、私は見てもないし。現場を見てないので分からないんですよ。まず最初に現場から担当課、そして、その上に管理する管財、所管課長等がそれは調査して、ある程度方向づけがないと、私がゼロから言って、出ぱっていってすることは、ちょっと私もそういうことをして、私の中ではやるという方向づけはありません。まず最初に担当課のほうである程度の話がないと、何もかにも副町長が出ぱっていってしたら、体が何ぼあっても頭が幾つあっても足りませんので、それはまず担当課というのがありますから、所管所管の課長さんもおられますので、そこら辺である程度方向づけをしていただけたら、いかがなものかなと思っているんですよ。ほやけ、私に3番、4番、5番、6番、7番か、聞かれても私は分かりませんということですよ。

○委員長（武道 修司君） 宗委員……

○副委員長（宗 裕君） もう簡潔に言います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員、まず、何というか、確定していないような、というか、可能性のような感じの質問はちょっとしないようにしてください。それと簡潔によろしくお願いをいたします。

○副委員長（宗 裕君） 副町長が簡潔に答えてくれればいいのに、最初は論点をずらして延々関係ないようなことを答えておられたようなんですが、終わりのほうで、自分としても調査するつもりがないと断言が得られたようなんで、ありがとうございます。

ただ、聞いても分からぬ。それはもう副町長、自分は副町長のような能力がないと言つてゐるのと等しい話ですから、聞いて分からなければ副町長はできないでしょ。全てを把握する必要はないんですけど、こういう問題が起きれば現場に出ばつていつて、自ら指導力を發揮して、議会で説明するのが副町長の仕事ですから、今のは副町長の能力もなければやる気もないということを御自身で発言されたということなんで、12月議会の前に辞任すべきだと思いますんで、今晩ゆっくり考えてください。

以上で質問を終わります。

○委員長（武道 修司君） 宗委員、今日はあくまでも百条委員会の調査ですから。

○副委員長（宗 裕君） 申し訳ない、感情的になって申し訳ないです。

○委員長（武道 修司君） ということで。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 副町長、機械のこととか、そういう専門的なことは分からぬ。それは当然だと思うんですよ。しかし、課長が、また課長補佐が、担当課が、先ほど委員長からるる説明があったように、明らかに書類の日時が違うということは事実なんですね、これ。ですから、専門的なことではなくて、事務的なことが、そういう不備があったということに関しては、副町長、やはり担当課にどういうことなのかということはしっかりと確認するべきだと思うんですよ。現場に行ってというのは、やっぱり現場主義で、の方には現場で信用してしているんだろうから、そこは百歩譲って、しっかりとやれよということなんでしょうけども、一番、一丁目一番地の書類の面で、こういう不備な点があつたことに関しては、きっちりと、先ほど宗議員からも言われましたが、3か月あるんであれば、どうだったのかどうなのか、また、証人喚問等々してきて、こういう指摘は委員会でしていますので、その間に担当課とそういう詰めの確認をしてきてはいんですか、副町長。そこがちょっと不思議です。

○委員長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 液肥そのもの、そのリサイクルセンター等は、先ほど言いましたように、住民生活課長補佐、住民生活課長としていましたので、物は分かっているんですよ。ただ、その中の、例えば、クローラーがどうの、クレーンの剥がれがどうのこうのは、それは分かりませんと。ただ、例えば、町長が言いましたように、その最終報告書ができた段階で委員会を設置して、そこで検討するという方向づけを当初言っていたと思うんですよ。途中からは、これを1個ずつするんじやなくて、ある程度の報告書が出た段階で、それについて検証していくという形にしておりましたので、その百条をしている途中に、我々が入つてということはやっておりません、正直なところ。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 副町長、最終結果が出た、報告が出た上で、まずそれを調査する

というのは、それは一つの方法かもしれません、現時点で、もう2か月、3か月と、百条委員会を今回で、20回目ぐらいですかね。

○委員長（武道 修司君） 24回。

○委員（5番 工藤 久司君） 24回目です。その間に、先ほども申したように、いろんな不備などころが出てきたんであれば、それは副町長の印鑑もあるわけですから、やっぱり印鑑をした者の責任として、私は、副町長の責任もあるだろうけど、やはりその印鑑について副町長に提出した職員に、非常に、条例とか、そういう規則の認識が甘かったんだろうと思うんですよ。であれば、私は副町長の立場だったら、担当課呼んで厳しく問うべきだと思うんですよ。あなたたちを信用して押してきているわけじゃないですか。それに対して、こういう日付の改ざんに近いものであったりとか、明らかにおかしいものがあるということを議会から指摘されたんであれば、そこは副町長、もっと、私は全体に副町長としての、怒りというか、そういうものがあつてしまりだと思うんですが、今、この話を聞いて、先ほど来、委員長からも質問ありますけど、知らないことを答えれというんじゃないんです。明らかになったことに関してどうなのかということを、副町長、もう一度ちょっとお答え願えますか。クローラーとか、そんなんじゃないです。こういう日付が、こういうことがあったじゃないかって、委員長が、説明があったことに関して率直にどうなのか、どういう指導をしたのか、怒りがないのかということです、私は。

○委員長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） これ書類見ないと分からんんですけど、ポンプ交換とかそういうものについて……（発言する者あり）いや、私のところに報告があって、判打ったとか打たんとか、多分、私、この問題が出てからこういうことが、私、知り得たんですよ。決裁のときにこういう問題、私、頭にないですよ。私、この問題はね、3課長で参考人としたときに、強く言っていただければいいんじゃないですか。ほんと、まあ、課長さんたちである程度方向づけがまとまった段階で私も話を聞かんと、ゼロから聞いても私は分からんですよ。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 副町長……

○副町長（八野 紘海君） 頭ようないって。

○委員長（武道 修司君） 副町長、先日、3人、企画財政課長、総務課長、前企画財政課長にお話を聞きました。これは適正か適切じゃないかということでお話を聞いて、工事が終わっている、後から起案を上げて、業者の書類も日付が全部違う、検査の内容も明らかに違う内容で検査をしているというふうな状況は不適切ではないかという確認をさせていただきました。その不適切だろうというふうな話にはなったんですけど、こういうふうな書類の部分で不適切か不適切じゃないかという部分を、この状況を見て、副町長は何も思わないのかなということでちょっと質問さ

せてもらっていますんで、これも分からぬといふんであればもう構いませんけど、こういふうな事務処理で、これは10月11日に処理したといふのは下田課長補佐も認めてますし、業者も認めています。そこで働いている人たちもこの10月11日といふことで言っています。10月19日以降の書類は全部日にちが違いますといふことを本人たちがもう認めてますんで、そういうふうな事務処理、この処理が、副町長から見てどう思われるかといふ話をちょっと今日聞いているんで、その点についての御意見を頂きたいといふことです。八野副町長。

○副町長（八野 紘海君）　冒頭といふか、その百条が始まった段階から町長等で執行部が答えたところ、最終報告が出た段階で指摘があつた事項については調査をするといふ形で、ほやけ、そういう指摘があつた事項については、例えは、担当課長からこういふ指摘があつて、こうこうこうって、やっぱりペーパーが出てこないこには、私がその指摘を、今の段階の指摘について私が調査入つて、ああじゃこうじゃ、作文じゃないけど論文書くわけにはいかんでしょう。担当課がしないことを私が行つてするつちゅうことも。だから、仕事を覚えるためにはやっぱり担当課が、職員、企画財政課長等がきちんとしないこには、私から言ってどうのこうのとかしても仕事は覚えないですよ。

○委員長（武道 修司君）　八野副町長、もういいです。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君）　副町長、すみません。僕もその新人なりに一生懸命自分で理解しながら、勉強しながらやつてゐる中で、行政のもう全てが分かるような副町長に聞きたかったことが一つあつて、今の返答、もちろんそうだと思います。ペーパーとかその辺をしっかり理解した上で、ちゃんとした頭でちゃんと考へて現実が分かつた上で返答しないといけないといふのは重々分かります。その上でちょっと聞かせていただきたいんですけども、今、委員長とか、工藤委員とか、宗副委員長も言われたんですけども、僕、そんなところ、別にどうも思つていなくて、そもそもこれ、工事自体をやつたかやつてないかでスタートしているんですね、そもそもが。工事をしてないこを請求かけてお金が動いたといふ事実があるのが問題じやないか問題じやあるかぐらゐは、副町長、答えれると思うので、もしそれが事実だと問題ですか問題じやないですか、事実なら。すみません、僕、そんなに副町長が頭が、僕はいいと思っていて、僕は物すごく頭悪いので、新人議員として、もしそういふ疑惑があるなら、いいのか悪いのかだけお答えはいただけないですか。

○委員長（武道 修司君）　八野副町長。

○副町長（八野 紘海君）　それは、していないものについて金払うつちゅうことはいいとは言えませんけど、ただ、それについてはもう担当課のほうからこうこうつてして、百条委員会からこういふ指摘を受けて、ほいで、受けて、その上で担当課がその内容についてまとめて、それで上がつてきた段階で我々がどうさばくか、ほいで処分についてどうするかつちゅうのはしますけど、

ただ、今の段階で私が入っていって、職員が、その、いい悪いは何も報告書がないものを私が行って報告書を作るわけにはいかないでしようっちゅうの。全体的に回すことに、液肥の回し方、リサイクルについての機械はこうだという全体的なことについては、液肥については、第1液肥については、製造施設については、担当として製造施設を造りました、リサイクルセンターも関わっていました、（聴取不能）が関わっていました、流れの中で仕事の、ごみ処理について、し尿処理についての流れはこうするんだっちゅうのは分かるんですよ。ただ、それをクローラーがどうの刃替えがどうの、そこら辺は分からぬんですよ。

○委員（13番 吉元 健人君） （聴取不能）すみません、聞いていないです。

○副町長（八野 紘海君） ほやけ、それが指摘を受けました、ほいで担当課長にまとめさせますよ。まとめた上で担当課がどうかというのを、回答が来た段階で食い違いがあれば、それについてどうかという調査はします。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 副町長、もうそのとおりだと思います。僕、ずっと思っているんですけど、町長と副町長、いつまでいるんですか。年明けたら多分、町長いないと思うんですよ。だから、僕は早めに動いていただけると助かるなと思いますし、これ12月に最終報告書出るとか出らんとか決まっていないんですよね。そのとき誰がするんですか、その調査は。そのときの町長がするという考え方でよろしいですかね。今ある町長、副町長の責任ではないということでおろしいですかね。

○委員長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） いつまでいますかということは、町長は任期満了までですよね。私は6月まであるんですよ。ほいで、首長によっては辞表をすぐ出して、新しい副町長が3月議会等に決まれば私はもうそれで辞めますけど、それ、いつまでかというのは分かりませんけど、我々は、この問題については、指導とか世話は焼いていきますよ。あんた辞めるから知らんとか、そういうことはしません。

○委員長（武道 修司君） 6月まで任期あるんで、それまでしっかりとやっていただきたいということで。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） であれば、僕も、工藤さんの言い方が副町長にどう伝わったか分からないんですけども、工藤委員も委員長も、副町長に一からしろとか多分、全然思っていないと思うんですよ。今ある資料の中の確認作業をしていただいて、その上で副町長の判断がいただければ、よりスムーズに百条委員会もまとまる可能性もありますし、こういう中での分裂みたいなことを望んでやっているわけではなく、今後、未来に向かっての改善策として百条委員会、

行っている部分が大きいので、そんなことを言われても知らんぞと言われれば、もう前向きな話は全くできなくなっちゃうので、端的にこういう資料を見て副町長がどう思われるとかどうすべきだとかいうのを、言えない部分もあれば言わなくていいと思うんですけれども、やっぱり真剣に取り組んで、僕らも真剣に取り組んでいますし、自治体の皆さんも、執行部の皆さんも真剣に作業されていると思うんですよ。だから、おかしな面はおかしいと言っていただかないと、曖昧な、もうずっと僕、思っているんですけど、百条委員会始まって、誰が言ったから誰が言っていないからとかじやなくて、あなた断定したよね断定していないよ、そんなのどうでもよくて、この問題が、今後、新しい職員たちとか若い職員たちに降りかからないようにするのがそもそも目的だと思うので、答えが出たら調査するとか、そういう悲しいことは言わないで、今の副町長の思いを僕は聞けたらなと思ってここに座っているんですけども、そこに僕、答えに間違いとかはないと思うんですよ。なぜ、その、皆さん感情的になるのはそういうところを聞きたいのに言っていただけないので感情的になっている部分があるとは思うんですけど、僕、今日、すごい、質問、本当はするのやめようと思っていたんですよ。新人で分からんくせに偉そうな態度で答弁ばっかりしやがってという批判も、僕、物すごく受けている中で、でも、そこが違うと思ったので、自分なりに今、分からぬ人間でも分かるように聞くにはどうしたらいいのかなというのを今、思っていて、ただ、副町長が答えることが全てじゃ僕もないと思うし、僕以上には知識もあるし、経験も絶対にあるわけじゃないですか。その方がどういうふうに今、思っているかというのを、これ証人喚問でも何でもないので、今後のことを、委員長言われたように、生かせるような話合いができればなと思っている、これ百条委員会と僕は認識しているので、少しでも副町長の思いが聞ければなと思っています。

それを踏まえて、こういう事件性のあるものに対して、答えが出ないと私たちは動かないよと、今、副町長が言われているのが僕は物すごくちょっと残念で、自分の中で。やっぱりナンバー2なわけじゃないですか、この行政の中で。こういう疑惑があるものに対して、僕は町長より副町長のほうが、正義感があつて行動力があると僕は思っているので、思っているので、僕が思っていることです、勝手に。ただ、その副町長が動かないのが物すごく残念だったと、今、言っているんですけども、率直にこういうことが今先あつたら、そういう、やっていないことに対して払ってはいけないという認識は、今、副町長があると言っていたいたので、今後こういうことがないようにするためにどうすればよいとお考えですか、もしこれが本当だったとしたら。もしの話をしたくはないとは思いますけれども、現実、今、可能性というか確率が高いので、僕らも断定できない、捜査はできないので。でも、こんなのを警察に出したいわけでもないので、早めにそういう対策はしていたほうがいいと思ったので質問させてください。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 答えられますか。八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） いや、本当は最終報告書を早めに出していただきたい。最終報告書が出た段階で、そういう、例えば、どう思うかとか、何についてとかじやなくて、こういう疑義があるとか、そういう報告書を頂いたら、それについて担当課に呼んで、まとめさせて方向性を見つけますけど、今の段階では、例えば、どう思うかとか、何についてとかいうことだけでは、ちょっと難しいかなというふうに思います。ちょっと早めに最終報告書をまとめていただけたらと思いますが、中間報告でもいいですから。14日の日にこんな議論していただけりやあいいんですけど、課長さんたちと。

○委員長（武道 修司君） いや、しました、もう。しています。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 実はもうやっていて、ある中で、結局、最終報告書に皆さんこだわっているんですけれども、これ多分、続ければ永遠に出てくることが山ほどある中で、委員長も副委員長も僕ら委員も、どこを落としどころにするのかなと、どこをけじめにするのかなというところで、今、その中でやっている中なんですよね。

結局、町長、副町長が述べられている最終報告書というのを出すと、結局、決まり事というか、条例なのか何か、僕は、すみません、頭がよくないんで分かんないんですけど、百条委員会なくなっちゃうので、それ以上先ができないので、じゃあ、例えば、それを、その、何か、そんな、この件に関しては最終報告を上げれるよとかいうようなルールがあれば、どんどん出せれる内容もいっぱいあると思うんですよ、今。もうこれ以上調べようがないことも物すごくありますよね、委員長。でも、全てが終わらないと最終報告書にまとめれないという決まり事があるみたいなので。もちろん僕らも分かったこととか、白黒はつきりさせたい部分はいっぱいありますよ、これ以上進んでもどうにもならないという。そこを最終報告書に出す前に、こういう内容で最終報告書を出そうと思いますが、というのが僕は今の場だと思っているんですよね。この場だと思っているんです。最終的に、最後、町長とも話す内容になるとは思うんですけども、そこである程度、町長、副町長との意見の交換ができる、前向きな最終報告書ができればなというふうな場と僕は今日思っていたので、参考人という形だと思っていたんですけども、副町長、せっかくいろいろな知恵も、いろんなものを知っているのに言ってくれなければ、何か残念やなっち思っているだけです。すみません、意見になってしまいましたので、もう質問にならなかつたです。ごめんなさい。

○委員長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） このペーパーはありますよ、これ、今日頂いたペーパー。

○委員長（武道 修司君） はい。

○副町長（八野 紘海君） これ、課長さんたちも同じようなペーパーを出したん……、ほいで議

論したんですか。

○委員長（武道 修司君） ああ、そうです。

○副町長（八野 紘海君） いや、その、3課長の報告がまだないもんですから。

○委員長（武道 修司君） そうですか。管理課長にもちゃんと流れを、というか、中身をレクチャーをつちゅうことを言っていたんですけど。

○副町長（八野 紘海君） こういうメモやら見ていないです。

○委員長（武道 修司君） いや、この紙 자체は、先週はありません。紙 자체は……

○副町長（八野 紘海君） あ、先週ないの。

○委員長（武道 修司君） 先週ないです。ただ、その内容については、資料等お話をしていますで、各課長は分かっていると思いますけど、今日はもう少し、八野副町長も資料がないと分かりにくいのかなとか、担当課長であれば、先ほど言ったように、もう少し分かるかなというのはあったんですけど、今日は、それこそ全般的な話になってしまって、八野副町長に分かりにくかったらいけないなということで資料を作成をさせていただいたという中身です。

この件だけで、ちょっとあまり長くなっても、後がありますんで、もう一件だけ先に行きます。ごみクレーン用の操作レバーについてです。これも先ほどの分と同じです。先に工事が終わって、後から全部起案を上げてやっている。令和5年3月25日に工事は完了しています。修理完了です。令和5年4月4日に起案を上げて、それから以降で工事をしてやっています。金額が101万2,000円、税込み、令和5年4月24日から令和5年4月28日までという契約書を作っています。ただ、工事は3月の25日にやっていたということです。なおかつ、これは早い段階で、点検でこのレバーが悪いということが分かっていました、操作レバーは令和5年1月中旬ごろに、課長補佐のほうから依頼をして、太新工業のほうが購入をして準備をしていたようです。それが3月の25日に修理をしていたという流れです。これも先ほどと同じように後からになっているんですけど、これの一番の問題点は、まず一つは、点検で分かっていて、操作レバーを既に準備をしていただいていた。なおかつ、2者見積りをしている。後から書類の作成をして、問題は、3月に修理が終わっていて、しているのにもかかわらず、年度が超えているということなんです、副町長。年度が超えて処理をするというのは、これは会計上やってはいけない部分だろうと思うんです。

何年か前に県の補助金の関係で、こういうふうな、同じような処理があって、県のほうに返還の問題とか、町のほうもかなりの処罰をされたというふうに思っているんですけど、こういうふうな年度超えでやってる、なおかつ、それも早い段階から分かっていて対応しているにもかかわらず、こういうような処理をされているというふうな状況が分かったわけなんですが、この流れを、副町長、これ、細かいところをどうこうという、調査してくれというんじやなくて、今の私

の説明で、率直に副町長、これどう思われますか。もう単純に答えていただければというふうに思います。八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） こればっかりは担当に聞かな分からんですけど、年度内、3月、令和5年に予算がなかったのか、ないでさせたのか、させて、令和6年度の予算で支払ったという感じではないですかね。わざわざそうしないと、年度を4月4日に起案という日付ということは取らんと思うんですけど、それは3月に終われば、3月の日付で起案の流れをつくって、流用でも何でもすればいいだけであって、これは例えば補助金がどうのこうのとか、そこら辺まで私、分からぬですが、何で翌年度に回したかということは、ちょっと私も理解し難いですけど。

○委員長（武道 修司君） いや、そうなんですよ。我々もだから不思議なんですよ、これ。

○副町長（八野 紘海君） これ、私、決裁しとるんですか。

○委員長（武道 修司君） はつ。

○副町長（八野 紘海君） 決裁しとる。

○委員長（武道 修司君） しています。

○副町長（八野 紘海君） 判押しとるの。

○委員長（武道 修司君） はい。

○副町長（八野 紘海君） 検査調書。

○委員長（武道 修司君） はい。

○副町長（八野 紘海君） ああ、そう……

○委員長（武道 修司君） 検査は検査官です、検査はですね。決裁の印鑑は副町長されています。

だから……

○副町長（八野 紘海君） 3月を隠して、そういう、6年度にしたような形にすれば分からんよね。

○委員長（武道 修司君） 分かりません。書類だけ見たら分からないんですよ。ただ、これは、作業日報と併せて調査をしていて、本人から、課長補佐から、後から処理したものは何件あるかということですと、14件やっていたということで、その14件の、過去3年間で14件のものを出してきたものと、我々が作業日報と（聴取不能）14件、もう少し私はあると思っているんですけど、一応はっきりしているのが14件。その中のこれは一つです。

問題は、年度を超えていたというところがちょっと問題なところと、1月に早くから部品、操作レバーは準備をしていただいているという、これは太新工業のほうからも証言をいただいておりますんで、1月中旬に購入をしていたということでいただいている。それも、購入しとってくれということで依頼があって購入していたということです。だからちょっと私たちも、これ何でこんな事務処理をしているのかが、もう我々もちょっと理解できないんで、適正か不適切かと

いうと、これは明らかに不適切なんです。副町長も多分見て分かるように、年度変わりというところもありますし。副町長も分からぬ部分もあるんだろうと思うんで、この点についても重々しっかりと調査をしていただいて、対応をするべきではないかなと思いますが、副町長、どう思われますか。

○副町長（八野 紘海君）（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君）副町長の御意見をいただきたいなと思って今日聞いたんですけど、もう意見ないですか。

○副町長（八野 紘海君）（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君）できればマイクを持ってしゃべってください。

○副町長（八野 紘海君）こういう議論を昨日していただければ、担当課長がおるのに。

○委員長（武道 修司君）担当課長にも話をしています。

○副町長（八野 紘海君）何も言わんもん。

○委員長（武道 修司君）担当というのが、企画財政課長と総務課長と元島前課長には話をしています。今の住民生活課長にはまだ話はしていません。

○副町長（八野 紘海君）今の課長じゃなかろうけ、誰がやったの、これ、忘れたね。

○委員長（武道 修司君）多分、今の課長やないかな。（「西田さん」と呼ぶ者あり）

○副町長（八野 紘海君）西田。ああ、そう。

○委員長（武道 修司君）書類見たらすぐ分かりますけど、そういうような状況です。もうこれも多分、副町長、答えないと私は思います。次まで行きます。

○副委員長（宗 裕君）委員長、ちょっとこの件で個別に質問させてください。

○委員長（武道 修司君）宗委員。

○副委員長（宗 裕君）ここにまとめている、書類にまとめていること、また委員長が今かいつまんでおっしゃったこと、これに関しては、関係者、証言は食い違っていないんです。先にやっちゃいました、後から書類作りましたって明確な証言があるんで、副町長がいまだにその辺の報告を下から受けていないというのが信じられないんですけど、受けていないんであれば、副町長は見事な、完璧な偽造処理にだまされた立場なんで同情申し上げますが、書類上は完璧です。

委員長が指摘しなかった、もう一つ重大なことを申し上げます。これに関しては年度をまたいでいるというめちゃくちゃな事案なんですけど、それ以前に、起案する前、2者見積りをする前に工事が完了している。しかも2者見積り。ちょっと細かく説明しますが、2者見積りした太新工業と信栄ソリューションさんは協力会社の契約を結んでいて、常に下請関係、元請下請関係にある2者なんです。これは工場用のクレーンなんで、特殊なクレーンなんで、県内では何社しかなくて、できる会社のうちの一つが信栄ソリューションさんなんです。ですから、起案の前に部

品確保その他、内山センター長が、口頭で起案の前に発注しちゃっているんですが、太新工業に。実際に作業をしたのは、全て丸ごと下請で作業した信栄ソリューションなんです。ですから、内山センター長の証言は太新工業に発注した、現場の作業日報は信栄ソリューションだけが修理に来たというふうに、起案の前に全部終わっちゃっているんです。その後で、その2者に見積りを出しているんです。ですから、信栄ソリューションも太新工業も、既に工事が終わっていることは分かっていて、関係者ですから、つまり、その2者で打ち合わせて、価格を打ち合わせて、どっちが取るって決めて、打ち合わせてこういう見積りを出さないと絶対に成立しないんです。事前にもう、2者とも終わっていること分かっているから。しかも、発注者である内山センター長も分かっているんです。これは、ですから、発注前に業者とか価格とか、誰が業者を受けるかとかいうのを、3者が打ち合わせている以外にはあり得ないです。ですから、これは私、100%官製談合が成立していると判断するんですが、これ相当重大なことだと思うんですが、御反論があればいただきたいんですけど、私これもう断言していいと思ってるんです。それは思い違いだよと、これはそんなことはないよという、何か私の見落としがあれば教えてください。

また、これ事実関係に誰も異論はないですから、副町長も同じように、これはもうほぼ官製談合だなとお思いになりますよね。調査する必要ないでしょう、書類上も証言も全員事実は一致しているんですから。

○委員長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） これは内山くんに聞かないと分かりませんので。

○副委員長（宗 裕君） えっ、まだ聞かないと分からない。

○副町長（八野 紘海君） そりやあ、今のこれが官製談合かどうかのこうのは……

○副委員長（宗 裕君） 官製談合をした人が官製談合をしましたって言うはずないじゃないですか。

○委員長（武道 修司君） 宗委員、宗委員、ちゃんと……

○副委員長（宗 裕君） はい、すみません。

○副町長（八野 紘海君） 指摘を受けた事項については、こういうペーパーを見て、担当課にはこういうことがあるのというのは報告します。1から、何番まで、8番までありますので、1から8番までについて、内容については、私がどうのこうのという意見はありません。

以上です。

○委員長（武道 修司君） すみません。1時間ちょっと過ぎましたので、ここで一旦休憩とさせてください。再開は、ちょっと短いんですけど、11時20分からといたします。
一旦休憩いたします。お疲れさまでした。

午前11時13分休憩

午前11時20分再開

○委員長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの質問の続きです。

この次は、このR D F施設の関係です。一番下の5番目になります。これも、その書類の一番最後に一覧表をつけていますんで、見ていただければと思います。

これも同じように、これ、起案は10月の21日に既に起案が上がっていました。それから見積り依頼をしているんですけど、見積書の開封作業が終わる前に工事が始まって、見積りの結果が出た日と工事が終わった日が一緒。その翌々日ですかね、に契約書の作成。それから、約2週間後になるんですかね、2週間後に今度は追加工事。もうこれも既に10月の30日に終わっているんですけど、11月の18日に追加工事の起案を上げて、11月の26日に変更の要求書を作成をし、12月2日の日に変更の契約書を締結をしています。変更の金額が143万円、当初の金額が132万円ということで、最終的な金額が275万円の金額、税込みですね、の工事契約書です。12月の13日に完成届が出て、12月の16日に完成の検査をしているというふうな流れです。これも同じように、見積り結果が出る前に、既に工事が終わっていたということで、元請がもう既に決まっていた。下請けも決まっていたというふうな流れで、その工事が進められてきた。なおかつ、工事が全て終わっているにもかかわらず、後から追加工事が出ているということで、これは誰がどう見ても、ちょっと、不自然なというか、後から2者見積りの結果、後から追加工事というふうな流れになっていますんで、これを見て、副町長、同じことの何回も繰り返しでありますけど、適正な処理と思われますか。どう考えても私たちおかしいと思うんですけど、副町長から見て、この処理どう思われますか。八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 処理について適正とは言いませんけど、ただ、最近、役場の中での議論について、液肥、リサイクルセンター、職員、下田一人、リサイクル、内山一人という感じで、事務が一人に任せたという点もちょっと我々反省をしているんですよ。一人で背負って、人はおるけど、ほかの職員については、言葉は悪いんですけど、当てにしていない、当てにならんというような感じで、自分一人でせにやならんのかなっちゅう感じでやって、そういうことで、例えば、日付が、発注しておるけど、後日、日付を記録しとけばいいけど、記録してなければ、日付を間違えて記入して、する場合もあるのかなと思いますので、そういう人事を含めて、私は、反省はせざるを得ないのかなと思っています。

今後、施設の人事配置については、どうするかということも検討してやるのか、それと、今、議論しているのが、管理委託と修繕の業者を別個、完全に別個にするのかとか、昔、液肥、私は公募でカナガイさんを（聴取不能）、シノダコウジ君とか、そういう人を雇って管理をさせてい

まして、修繕はもうその子たちが、その人たちがするんじやなくて修繕は、業者が来て修繕はしていったという形で、管理委託と修繕はもう完全別個の形で契約をするのかということを、今、ちょっと管財等も、議論までいっていないんですけど、検討についてどうするかという形をやっています。それを、設計図、設計図というか、設計・積算をすれば直接原価掛けの業務経費、一般管理費ということで5割増しになって、今、3,500万円ぐらいの予算であれば、5,000万円の上へ飛ぶんですよ。（聴取不能）それを2つ、液肥とリサイクルすれば、大きな金になるんで、今の予算の1.5倍ぐらいの経費がかかるので、それを町が余裕を持って金が、支払いができるんであればいいんですけど、やはり今の現行の予算の範囲内で運営するのにはどうすればいいのかという形で、委託と修繕を全く別の人というか、別の会社というか、そういうことを分けてするのかということで、まあ、反省はしています。反省というか、一人に任せたのもどうかなという反省もしていますし、今後、指摘を受けたことについては、事項プラス今後どうするかというのは、今の段階で話合いをしていっています。もう予算が骨格予算ですから、町長が、本格予算じゃないので、骨格予算になりますんで、ある程度アバウトな予算編成になりますけど、どうするのかなということも含めて、ちょっと今、検討はしています。

これが暫定予算の3か月予算ならいいんですけど、私、財政係長のとき、田原町長のときには3か月の暫定予算を組んだんですよ、骨格じゃなくて。その後は骨格予算になったんですけど、骨格予算でもある程度の債務負担行為を取って、予算に組まないことにはできませんけど、今からどうするのかなというのを、議論というか、話はしています。そして、それに当たっては、ただ、パソコンから契約者のペーパーをするんじやなくて、（聴取不能）何か所か行って、どういう形態でやっているのかを勉強してこいつちゅうて、たった数日前、そういう話をしたばかりなんですよ。現場に行って勉強してこいつちゅうて。ほやけ、管理委託は修繕、何もかんも一緒の業者に任せたら、変な誤解を招くような形になりますんで、そこは今、議論というか、検討はしているというか、させてはいます。

ただ、結論はまだどういう形になるか分かりませんけど、いかに経費を安く、いかに効率的に、今、指摘を受けたことについて間違い、問題が起こらないような形では、やるようには今、頭の中は整理はしております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 先ほどもちょっとお話ししましたけど、このRDFの関係、操作レバーの関係に関しては、官製談合の関係も可能性がかなり高いというふうな状況になるんだろうと思うんです。

なぜ、こういうふうな処理されたかというのも、私たちも理解できないし、先ほど副町長のほうも何か理解できないような感じで言われていましたけど、理解できないことを実際やっていま

すんで、そこはしっかりと、やっぱり、今後、改善をするところだろうと思います。

これを副町長に追及したところで何も答えが出るわけではありませんので、おかしな処理ということは、もう歴然として副町長も認識をしていただいたというふうに理解していますんで、今後ともよろしくお願いをいたします。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません、このRDFの内容は、もう一つ問題点があると、

僕、思っていて、工事は26日から30日で終わっていて、その契約の内容とかいろいろあるんですけども、そもそもこれ、入札しないといけない金額を、逃げるための分割発注に見えるんですよ。というのが、275万円当初からかかるのは分かっているから工事は終わっているんですよね。工事が終わってから変更契約しているんですよ。これ、工事中に変更契約出しているなら話は分かります。この後に工事をしているなら話は分かります。工事が終わっているにもかかわらず、納品書とかの日付も全部めちゃくちゃだったんですよ。なので、当初275万円かかることは年次点検等で分かっていた工事を、最初の契約は132万円で工事中に起案を上げているんですよね。先に上げているんですよね。その後に追加の工事を取っているんですよ。こういう作業というのは、基本的には分割発注という形にはなるんですかね。

○委員長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 担当課長ヒアリングで回答出なかつたんですか、これ。担当課長ヒアリングで。

○委員長（武道 修司君） 西田課長にまだこれ詳しくは、ここまで聞いていません。

○副町長（八野 紘海君） 工事内容、分からぬから分割かどうか私も想像ができませんよね、追加なのか、本当に分割なのか。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません、この工事なんですよ。この工事を、この工事だけ最初に起案上げているんですよ。でも、この起案だけじゃなくて、要はこの工事をやっていて、この工事を起案上げているんですよ。そのこと自体、もうこれ明らかだと思うんですよね、その、一から調べなくても。だって、工事していないんですから。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、ちょっと補足させてもらつていいですか。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） これ、起案書で考えるから分かりにくいんですが、契約日前に工事完了しているんです。ですから、契約前に部分的な半額に、契約する前に工事は完了しているんです。起案はちょっと前にやっていますけど。契約書の前に工事は完了しているんだから、もうその内容じゃないというのは契約時点で全員分かっているじゃないですか。だから、その時点で、先に工事が終わっていることは不適正かもしれないけど、その金額で契約することはもっと不適

正だから、契約事務をやり直して全体の金額で契約すべきじゃないですか。それを吉元議員が指摘しているんです。契約時点で全て終わっています。それを半分の金額で契約してから残りを追加発注してるという重大な不正行為だと思います。

○委員（13番 吉元 健人君） 補足で、ただ……

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 書類は副町長、完璧です。副町長がどうとかじやなく、この事実が今あるとすれば、これは分割発注をするために分けた起案書になるんじゃないですかねというのをちょっと質問させてほしかったんですよ、事実がもうここに出ているので。起案を、印鑑を押した副町長がどうとかこうとか、だって分からなわけですよ、こんなこと。そこに責任を求めているわけじやなく、後々なったことに対して、今、見てみると、こういう事実が出てきたので、そもそもこの起案を上げたときに、上げた人は分けないと、要は入札になっちゃうから、入札を避けるためにしたんじゃないかなというふうに答えを僕は出しているんですけども、それが違うのであれば、どういう内容があるのかなというのを聞きたかったので聞きました。お答えできますか。

○委員長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 先ほど言いましたように、内山君一人でリサイクルセンター、清掃センターをさばいていましたんで、そこら辺の頭の混乱というか、一部の混乱があったのかなという思いは、よく言えば、そういうこともあるかなということで私も反省して、今後、一人じやなくて、職員もそんなに採用できませんけど、会計任用職員とかもつけて、一人じやなく二人ぐらいで作業ができるような体制にしてあげないと、液肥もそうですが、液肥も何人かおるけど、実際していたのは下田君だけという形で、ここも内山君だけだと思って、あそこ、清掃センターも施設を造り直したり、防衛庁行ったり、いろんなことやっていましたんで、いいふうに見れば、そこら辺も事務の混乱があったのかなと思うのがあったので、悪意というか、最初からこれを分割してたとか、そこら辺は考えないんですけど、いい見方をすればですね。あとは、内山君がどういう形で、この275万円の工事をさばいたのかというのは、ちょっと私も分かりませんけど、日付は違う、額は違う、そこら辺は、みんな言うことは推測になるんですよ、本人からヒアリングしていないもんですから。いいほうの見方をするか悪いほうの見方をするかという感じになりますので、そこら辺も踏まえて、さっき言いましたように、随意契約に係る事務手続とか、そこら辺は毎年研修をして、財政の研修もして、ちゃんと指導していかないと、今後こういう問題が、ただペーパーやって読んどけ、だけじやあ、また同じミスといいますか、同じことが起こってくるかなという思いはやはりしますけど、それを踏まえて、やっぱり事務改善というか、そういうところをやっていかんのかなと思っていますので。

以上です。

あと、経験値を、職員の経験値をどういう形で経験させるかというのが問題なんです。今、事務が複雑化になって、2年に1回って書いてある、もう事務が難しくなったんで、ぱっと行っても事務が分からんんですよ、福祉とか何とかそう簡単に、全て200人、（聴取不能）200人いますけど、200人がおる、能力があるというわけはありませんので、今、産休・育休合わせて、十三、四人休んどんかな、ほいで、それプラス、能力が低いといいますか、事務の間違いの職員もいますし、どこ行っても。昨日も庁議で行ったんですけど、年末になって請求書等が来まして、それを、前からそうですけど、机の中になおし込んで支払いを忘れたりするんで、もう一回、机の中を点検して、年末の支払いを間違いないようにせえって庁議のとき言ったんですけど、それでも毎年同じミスが出てきますんで、能力が低い職員も、四、五人っつちゅうか、何人おるか分からんけど、そういうのがありますんで、みんながみんな平均点以上ならいいんですけど、なかなか難しいところありますんで、それは極力ミス等がないような形で、築上町役場を回すような形で、（聴取不能）というか、私もいつまでおるか分かりませんけど、そういうことは引き継いでいきたいと思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） よろしいですかね。

次に、分割発注についてということで、先ほど吉元委員からも、その分割発注のことがありました。これ、分割発注がなぜ悪いのかというのは、これは私が副町長に言うまでもないと思いますけど、分けることによって単価が下がらなかつたとか、まとめることによって安く入札をして、安くできたんではないかとか、そういうのがあるんで、基本的に分割発注はということで、しない、やはりしたらいけない。なおかつ、分割発注することによって課長決裁になつたり、見積入札をしたりというふうな、ちゃんとした形での入札を避けたり、2者の見積入札を避けたりとかいう可能性があるから、この分割発注が悪いというふうなことだろうと思うんです。

国のほうでは、分割発注が全部悪いとは言っていないんです。例えば、地元のほうでできる仕事に関しては、分けて地元で仕事をしなさいとか、例えば、この庁舎でもそうですけど、外交に関してはもう分割で分けてとか、そういう部分もあるんだろうと思うんです。

ただ、一つの仕事をあえて分けてというのはよくない、というのは、これは財務会計上もそうだし、今の、朝、朝というか、一番最初に言われていた、この手続にもそういうことも書かれています。ということで、単純にフロアの工事の例を出しています。一つの例です。たくさんあるんですよ。これは一つの例です。町営住宅のフロアの工事です。フロアの工事を、畳をのけて、畳の部屋をフロアにした、フローリングにしたという工事なんです。22日にフローリングの工事をしている。28日に畳の撤去をしている。両方とも同じ業者。フロアの工事が9万9,000円、

畳の撤去が5万何千円か、5万6,000円ですかね、5万何千円かだったと思います。で、分けています。で、見積りをしなくていい。課長決裁でそのまま委託ができるというふうな処理をしているようです。

これ、副町長、見ても分かるように、畳の撤去をしないとフローリングの工事できないんです。ところが、先にフローリングの工事をして、それから畳の撤去という、これも事務にしてみたら、ちょっと思わず鼻で笑ってしまうよう、副町長も笑いましたけど、そういうような処理をしているんです。だから、明らかにこういうのも分割発注だろうというふうに私たちも思うし、これ、違う業者であれば、例えば、畳は畳屋さんで処理をしてもらって、手数料で払いました。フローリングはフローリングで業者のはうにフローリングの工事してもらいましたっちゅうんならまだ分かるんですけど、これ、畳の撤去もフローリングの工事も同じ業者というふうな形で進んでいっているというところで、これ、一つの例なんです。

例えば、住宅であれば、2つの部屋で同じように清掃作業があったら、隣同士の部屋とかでも清掃作業があったら、部屋が違うから別発注をしたとか、エアコンの撤去とか、そういうものでも部屋が違うから全部ばらばらで手続きしたと。でも、業者は全部一緒なんですよ。同じ業者が3つに分けたり2つに分けたりというふうな格好で工事をしているというふうな流れがあったんで、これは分割発注になるんだろうなというふうに私たち思っているんですけど、先日も各課長にちょっとお話を聞いたら、企画財政課長等にお話を聞いたら、そういうふうな流れになる可能性は高いかなというふうな話もちょっとありました。

先ほどの件も含めてですけど、RDF施設の、やはり分割発注に対して副町長、何かこう、これはやっぱりちゃんとせんといけんよなとか、これはこういうようなやり方はとか、これはもうこれでも仕方ないんかなとか、何かこう副町長なりの見解とか考え方があれば教えてください。ないですか。八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） こういうものを教えて、一々教えなならんっちゅうことは恥ずかしい話です。そこは職員がちゃんと考えれば分かる話です。先ほど言いましたように、職員が200人いれば、上位20、下20とあるんですよ、職員でも、レベルが（聴取不能）。その辺があるんで、あとはもう、その職員の常識的な問題で、あとはもう課長がどう見るかだけで、（聴取不能）常識的な問題なんで、これを教えて覚える問題でもないし、財務規則が書いているわけでもないし、あとはもうその職員の基本的な考え方だとは思いますけど、そこら辺は職員の研修しかないと思いますけど。

○委員長（武道 修司君） そうだと思うんです。これの一番の問題点は何かというのを、ちょっと私たちもずっと調査をしてて、いろんな話を聞いて、一つ分かったことが、昔からやっているんですよ、前々から。前やっているから、以前やっているから、過去にこういうふうな処理をし

ているからということで、ずっとそれを新しい担当者がまた引き継いでくるという流れなんですね。

だから、極端な言い方すれば、10年、20年、場合によっては30年前の事務処理をそのままやっているという、多分、これが悪いという認識がなくてやってる可能性もあるのかなというふうに思います。中には悪いと思ってやっていることもあるのかもしれませんけど、ただ、そういうふうな認識の中でやっているということであれば、根本的な考え方をここで一旦、全職員の方には認識を持っていただかないと、今までやっていたから、過去の処理がこうだったからという認識をこのまま引き継いでいくと、この事務改善はできないかなというふうに思っていますんで、その点をしっかりとやっていただきたいなというふうに思いますんで、これ以上、副町長、答弁ってもう無理な話なんで、よろしくお願ひをいたします。

もう一つ、この次の次が、ちょっと大きな問題なんですけど、先ほどの破袋機の関係もそうです。レバーの関係もそうです。クローラーの関係もそうです。日付を業者のほうがほぼ空白で出しているようです。完成届とか、本来ならその業者の管理者の届出書とか、そういうものは業者のほうが出す書類なんですけど、そういうふうな書類も全て職員のほうで記入をしていたようです。していたという証言です。この空白の書類を役場の職員が作る、行政の職員が作るということは適正ではないというふうに思っているんですけど、質問は適正かというふうに書いていますけど、適正ではない。業者の書類を職員が日にちを入れるというのはあり得ないということだろうと思うんですけど、その点について副町長どう思われますか。

○副町長（八野 紘海君） 普通、年度内の業務であれば、空白っちゅうことは、余程のことがない限りあり得ないんですけど、例えば、県に対する補助申請が何月の何日に出せとか、期限がまたがるとかいうことであれば、国でも県でもそうですけど、空白で出す場合があるんですね。ゼロっちゅうことはないんですよ、空白というのは。ただ、町内の工事、町内の業務であれば空白にする必要ないの。そういうことですので、あとはもう、さっきから言いますように、職員の常識といいますか、業務が慣れていないといいますか、さっき住宅をずっと、何十年と一緒にことをしていたということで、流れ的にそういうことをしていたのかということであるんであれば、これはもう間違いということで、本当は担当、新しい課長が、変わった課長が指導して訂正していくのが、指導していくのが本当なんでしょうけど、今、課長も、もう淡々と判を打つというような感じになっているんでしょうけど、そういうことを含めて、研修といいますか、もう課長さんたちになったら、ある程度経験値があるんですけどね、我々が、こういう、一から百まで言わなくても。まあ、そういうことですので、事務改善、事務指導、新しいことばっかりやるんじゃなくて、今、DXとかAIとか、新しいことばっかりするんじゃなくて、やっぱり日々の仕事の研修も疎かにしないで、指導させるということを、企画財政課長なり総務課長等に口酸つ

ぱく言っておきます。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

参考までに、これ最終報告書に記入しますが、ある業者のはうからは、見積書の日付については、築上町担当者からの指示で日付を記入しませんでしたということで、まず、見積書の開封の問題のところにも引っかかっていますけど、見積書自体、現に日付が入っていないということを指示していたというふうに業者の方からの声が上がっています。

また、もう一人の担当者の方は、日付等は最初から入れないということですとやってきたということで、10年ぐらい前から日付を入れたことがないというふうなことでやってきているようです。その方は、その前の担当者から、そういうふうにやっていたんで、日付を入れないということが当たり前みたいな感じで処理をしてきたというふうなことも証言をいただいています。

担当職員のはうからは、日付がないものもあるので職員のはうで入れていたとか、そうですね、職員のはうで日付を入れていたということも回答をいただいている。ということで、違法に近いっつちゅうか、ほぼ違法だろうと思うんです。この点についてもしっかりと精査を今後していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最後の質問です。RDF施設の修理を、今、株式会社エス・ティ・産業が行っていますが、先ほどこれ副町長からちょっと触れていただきました。運転業務委託の支払いと重複している可能性があるということで、内山課長補佐のはうからは、時間外や休日出勤で調整しているというふうな証言もありましたけど、契約書では平成28年、29年に時間外が発生をして、調整をして払っているようです。その後、30年以降については、時間外を支払うようにはなっていないという中で、時間外で調整をしているということに関しては、いかがなものかなということと、この3年間、令和4年、5年、6年に関しては、時間外で調整をしていると言うんであれば、その調整内容を教えてほしいということで、書類の提出を求めましたが、令和4年に関しては、時間外の関係は、ほぼゼロというか、もう分かりませんでした。令和5年、6年に関しては、時間外の日にちが書類で出てきましたけど、通常の時間外、ごみが多いときに処理をしていたんではないかとか思われるようなことで、修理との整合性はなかったと、ないというふうに我々は見てています。

この点について、先ほども副町長、ちらっと触れましたけど、重複になっている可能性がすごく高いんだろうと思うんです。その点について、副町長のはうから御意見があればお願いをしたいというふうに思います。

○副町長（八野 紘海君） （聴取不能） ……

○委員長（武道 修司君） すみません、マイクを。

○副町長（八野 紘海君） 今、指摘のありましたように、管理委託と修繕、人間が同じ人間だとか、そういう百条委員会の中でも話がありましたように、今後どうするかという形で、管財のほうで、よその資料を持って、積算といいますか、管理業務委託の積算を試しにした場合に、例えば、原価といいますか、業務委託の原価が100とすれば、それに業務管理費20%掛けて120、ほいで、その120にまた一般管理費20%掛けて140、ほいで、それに消費税掛けたら100が150ぐらいの積算になるんです。ほやけ、例えば、3,500万円、今、何ぼなんかな、3,000万円超すのかな、例えば、清掃課、清掃センターか、それをすれば、5,000万円の上をぽーんと払っていくわけです。人件費の単価がどねえか分かりませんけど、例えば、建設物価じゃないんですけど、そういうのであれば、3,400万円が6,000万円近い数字になるおそれはありますんで、例えば、管理委託はもう会計任用職員で募集して、そういう人たちに任せて修繕は業者、そういう資格のある業者さんに任せていくのか、それとも、もう頭から資格を持っている方は、こういう管理委託については、こういう資格があるんで、資格が必要でということで一般公募するのか、そこら辺がちょっと今、お金の兼ね合いもあるんで、どうしたものかなということで、今、検討するという形で、よそのRDF、清掃液肥等でどういう管理をしているのかという勉強に行ってこいという指示はしていますけど、予算がどれくらい膨らむかというのが、ちょっと今のところまだ分かりませんけれども、1.5倍ぐらいになるんじやなかろうかなとは思っていますけど、極力金のかからんようなことを検討せえとは言っていますけど。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 重複の可能性があるということで、今後その精査をしていただいて重複であれば、当然、返還等の検討もしないといけないという部分が出てくるんだろうと思うんです。その部分も踏まえて、しっかりと精査をしていただきたいと思いますが、今、金額が上がつていったというところで、今、大きい一覧表、A3の資料もそちらお配りしていると思いますけど、当初が1,684万8,000円という、これ私たち、ちゅうか、私の方で拾い上げていった金額なんで、もしかしたら若干ずれがあるかもしれませんけど、私の方で作った資料なんで、もし間違いがあれば御容赦ください。

最終的な金額が1,796万円、次の年が2,092万円という、これ残業代が入ってです。その翌年から残業代の代わりということで、198万9,360円の月例点検という形に変えたのかなというふうに、表で見ると、そういうふうに思われるという、これもどういうふうな意図でこうしたかつちゅうのは分かりませんけど、そういうふうな形でやっています。

ただ、平成28年、29年、その前の会社についてもこの月例点検はずっとやっていましたんで、別に業務が増えたということではない流れでした。契約書を全て私たちも確認をして、その

流れからいくと残業代が月例点検のほうに変わつていったのかなという形で、その段階で平成29年は当初の金額に1.15倍、15%アップ、1人当たり26万円に対してのいろんな経費を上げつていったという経過があるようです。令和6年に関しては1.20ということで、20%アップになっています。そういうふうな流れからいつても、徐々に上げてはきているんです。だから、当初の平成28年から見ても、1,796万円が最終的には3,440万円ぐらいになってますんで、この段階でかなり1.5倍ぐらいになっていますから、これをまた1.5倍というふうな計算にはなりにくいのかなというふうに思いますが、なるべく経費を安くできるようにして、なおかつ疑義のない事務処理を求めたいというふうに思っていますんで、いろんな精査をしながら検討していただきたいというふうに思います。

皆さんのはうから何かありますか。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 委員長のはうで、事前に用意された質問は全て終わったと思いますので、せっかくの機会ですから、その他で、これはどうしても取り上げなきやいけないと思っていることがあるので取り上げます。

まず最初に、全体像を示すためにキーワードを言います。私、今回のこと全体見て思っていること、キーワードにまとめると、「見て見ぬふり、薄々分かっている」ということにまとめているんです。もう皆さん、直接現場は見ない、おかしいことがあっても部下に聞かないということが徹底していますから、詳細は課長や副町長、町長、知らない。でも、現場でどのようなことが行われているかは、みんなやっているから全員薄々分かっている。それを見て見ぬふりをするという組織の体質が、もう研修とか規則を守るとかいう以前の問題で、この体質が一番の問題だと思っているんで、これを前提にお尋ねします。

現在休職中の職員の方が、この方は豊前の一都事務組合から転職されてきた方なので、行政の事務契約がどのようなものであるかというのは御存じで築上町に来た。そうしたら築上町では、特定の業者が事務所に例示して公文書を見ているという実態を見て、こんな職場で上司の指示どおり契約事務に関わると、自分が罪に問われると本気で思ったんで、一切指示があつても契約事務には関わらなかった。ですから、指示しても、こういう不正な契約をしろと、築上町のやり方で契約をしろと言われたけど、できなかつた。だから、上司からお前は仕事はできないという烙印を押されて、それでも現場の仕事はずうっと頑張っていたんですが、思い余って、もう退職されましたが、当時の直属の産業課長、直属の上司、課長補佐に言っても駄目だから、産業課長にそういう実態を訴えたら無視された。だから、絶望して副町長に意を決して、あらかじめ約束、アポを取つて内部告発に行つたら、副町長からも無視をされて、精神的に追い込まれて休職中であるという事実があります。

確かに、その方は事務には関わつていないんです。こういうことだと不正が起こるということ

を感じていただけで。ですから、不正が行われているということをその方は分からなかつたわけですけど、こういう状態だと不正が起こるというのを直属の上司である課長と副町長に切々と訴えたのに、お二人が無視するから精神的に追い込まれて休職に追い込まれた。今、思えば、百条委員会が立ち上がって、我々が調査すれば出てくるは出てくるは、その休職中の職員の方の指摘は極めて正しかったと私は思っております。

これを無視した副町長の責任は極めて重いと思うんですけど、副町長もトップですから、築上町の組織、薄々分かっているけど見て見ぬふりをするというのを徹底されているからこういう結果になったと思うんですよ。ですから、これ、その時点で対処していればこういう問題は一切起らなかつたということで、当時の担当課長と副町長の責任は極めて重いと思うんですが、御見解があれば述べてください。

○委員長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） その職員については、豊前市役所自体から仕事はしないというか、全くと言っていいほどしないという話も聞いていますし、そしてまた清掃センターに、築上町に来て、清掃センターに配置しましたけど、そういう意見といいますか、業者と仲よくするっちゅうか、癒着があるという形で、僕は仕事をしないという形で、ほかの職員にもプレッシャーをかけて全く扱おうとしないし、何かあれば休暇を取ったり、もう全く仕事に参加するということはしなかつたということで、もうどうかしてくれという形で、清掃センターにとっては、職員としてはもうどうしようもならんということで、そういう意見があったんで、液肥、環境センター、環境のほうで慣れているからと思って異動させたんですけど、やはり同じようなことで、結局は全く仕事というか、触らないことでぶらぶらしていたんで、それならば第1液肥の管理を任せたんですけど、それすら満足にできなくて、ある日突然、機械の修繕等の経費がぼっと来了ので、どうしたのかつちゅったら、その米谷君がして、おおむね何もしなかったという報告を受けていましたんで、職員を配置してもそういうことなら、もうどうにもならんなどうことで外部の人に管理をさせたんです。職員じゃあどうしようもならんし、急に募集しても集まらないという形で、ということで、仕事はしないし、いろんなことは言って回るしという形で、そういう話を聞いていたんですから、職員の評判も悪いという形での話です。それをもって、ただ業者との癒着というだけの話で、公益通報とかいうのは我々としてはいかがなものかということで、まず最初に、給料分の仕事は最低限でもやっぱりしないと、した上での話なら分かるんですけど、仕事はしないわ、真面目に、真面目にというか、一人で仕事をこつこつしている職員の足を引っ張るようなことじやあどうだろかということなんで、公益通報に来たんですけども、それについては取り上げなかつたということです。

明らかに何らかの、確たる証拠じゃないんですけど、確たるあれがあれば別なんですけども、そ

ういう話もないし、ただ業者との癒着があるというだけの話で、その職員がどうのこうのということはしませんし、重大な責任ということではないんですけど、責任はないと言いません。ただ、全体的な職員の配置が悪かったのかなということは、大きく反省はしています。一人で、職員に任せたというのは、ちょっとかわいそうな面もあるかなという形で、柴田君にして、米谷、竹本につけても、やっぱり一人で背負っていると。内山にしたって米谷につけても、もう要らないというような話になるんで、一人で背負ってやったというところは、私も人事の配置については、やっぱり反省をしないといけないのかなという思いはあります。

以上です。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、短く言わせてください。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ちょっと強いて言葉で言います。胸くそ悪くなるような答弁なんで、あえて事実だけは指摘させていただきます。

彼は不正に関わりたくなかったんで、契約業務には関わらなかつたんで上司から疎まれたのは事実ですが、現場の運転に関しては極めて真面目な仕事ぶりであったと私は思っています。それは運転記録等の事実から証明できるんです。彼が担当していたときの液肥施設は止まっていないんです。彼は意地でも止めないように、適正な管理に頑張っていて、実際止まっていません。彼がいなくなつてから液肥施設はまともに動いていなくて、この間も見に行きましたけど、第2液肥施設は半分の施設が止まっているような状況がほぼ1年間続いている。ですから、副町長の今おっしゃったことは、運転記録等から見れば事実じゃないということが分かるんで、御自身で調べて、事実を確認して、公の席で訂正されることを望みます。これは意見です。もうやめます。

○委員長（武道 修司君） いいですかね。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） もう12時過ぎたので、副町長、一言、先ほど職員の質に関してちょっと触れたと思うんですよ。やはり、できる職員できない職員というような表現だったと思うんですけど、これはやはり町長、副町長が最終的には、入社というか、職員として入れているわけじゃないですか。ですから、その責任というのは非常に大きいと思いますし、最近の、これちょっと百条とは別かもしませんが、最近の職員さんを見ていると、まず挨拶もしない。服装にしても、住民の方から言われるのには適正ではないんじゃないかと、職員の服装にしても言葉遣いにしても、という指摘が非常に多いんですよ。ですから、まずこういうもろもろの（聴取不能）とか、職員のそういう規則とか、そういうものの前に、まず本当に職員としての、もう少し指導をしっかりとしないと、こういう問題以外に、これは本当、私も氷山の一角ではないかなって気がします。こういう随意契約だけではなくて、ほかの事務処理もどうなのかということはあ

るんではないかなって気もしますので、そこは副町長、任期がもうないとはいえ、こういう問題起きたことをきっかけにしたくはないですが、きちっとした職員の教育、接遇含めてやっていただきたい。

以前も私、副町長とこの話したときに、副町長が、いや、面接じや分からんんだよというような言い方をしようと思ったと思うんですけど、僕は面接で分かると思う。この子のどういう、そういう性格なのか、どういうやる気があるのかというのは、ほぼほぼ分かると思いますよ。入ったら、もう今の公務員は入るのがゴールというような言い方もいろいろなところから聞くと、入ってからがスタートなのにということも、やはりしっかりと職員に認識をさせていただきたいと思いますが、今後の職員の教育に関して、一言だけ、副町長、これでやっていくというような強い決意をお願いしたいと思います。

○委員長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） せっかく築上町役場を受験をして、入所っていいですか、入っていたんですけど、我々としては、それをむげに冷たくあしらう、するということではなくて、その職員が定年まで全うできるような形で研修もして、仕事をしていただくという形で、気持ちで研修もして指導もしておりますけど、やはりどうしても言っても言っても分からない、理解しない職員、やっぱりおるわけですよ。それについては、我々、一回入った職員を、クビじゃないんですけど、罷免するわけにいきませんし、できるだけ最後まで、定年まで頑張っていただきたいということで指導等をやっておりますので、人事配置にしても、そういう職員を、財政とか、そういう総務畠にやっても、できないものをやることはないし、やはりそういう職員は単純的な労務のところに配置するようにしていまして、やっぱり全体的なことを含めて配置はしておりますので、職員が定年まで頑張ってくれるような形で指導はしておりますし、今後、次の職員も、役職の職員もそういうことを、指導はやってもらいたいなと思っています。

以上です。

○委員長（武道 修司君） よろしいですか。

○委員（5番 工藤 久司君） （聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） 皆さん、よろしいですかね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（武道 修司君） 副町長、ありがとうございました。

先ほどの公益通報の関係も、法律もそうですし、町の要綱もそうです。そういうような問題が起きたときは、総務課のほうで総務課長が対応して、例えば、不正があるよという話があつたら、頭から、それがあるとかないとかいう判断ではなくて、総務課長のほうにしっかりとその話を聞いてもらって、それで対処をするというふうに、要綱もそういうふうになっています。法律も基

本的にはそういうような考え方です。なおかつ、その人を保護するということが目的、が、この公益通報保護法になっていますんで、そういう点も踏まえて、法律の部分も職員全体的に理解しながら、また、この、特に財務会計というか、随意契約に関する事務手続についても、しっかりと職員の皆さんのが理解した上で業務をしていただければ、このようないろんな問題は起きないのかなというふうに思っていますんで、その点も、いろいろと大変だろうと思いますが、御指導のほどよろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、本日の第24回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を終了いたします。副町長、どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

午後0時12分閉会
